

留意事項

R5. 5

- 1 位置図
案内図として利用できる程度であること。
該当部分を赤で示すこと。
- 2 実測平面図
250分の1から1000分の1程度の縮尺で作成し、付近の状況がある程度判断できるものであること。
- 3 求積図
原則として250分の1で作成するものとする。
面積は平方メートルを単位とし、小数点以下二桁まで求め、三桁目以下は切り捨てるものとする。
- 4 公 図
法務局に備え付けの公図（不動産登記法第14条第1項に規定する地図）を転写し、申請地の位置を明示し、申請地（廃止する里道・水路）を黄色、現里道を赤色、水路を青色、代替施設を緑色で表示するものとする。
また、周辺に公道があれば茶色で着色し、名称を表示する。
- 5 登記事項要約書
申請里道・水路に隣接する土地並びに代替施設の土地の登記事項要約書を添付すること。
なお、隣接地所有者と土地の名義者が異なる場合は、「利害関係者の同意が本人ではない等の理由書」を添付すること。
- 6 自治会長の意見書
廃止する里道・水路が所在する地区の代表者の日常の利用状況等により判る範囲の意見書を添付すること。
- 7 同意書
後日の紛争をさけるため、隣接地所有者その他里道・水路の廃止により直接利害を有する者の同意を得ること。
- 8 写 真
申請地全体を撮影し、廃止する里道・水路を朱線で表示すること。
- 9 その他
○所有権移転登記等の手続きが完了した時点で、登記完了証の写しを提出すること。
○申請に際して、他に参考となるものがあれば添付すること。
- 10 提出部数
正副2部